【参考資料５－１５】（共生型）

|  |
| --- |
| 運　営　規　程 |
| △△△指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程（事業の目的）第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「共生型短期入所介護従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態］の利用者に対し、適切な指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。　（運営の方針）第２条　指定共生型短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。　　指定共生型介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。３　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。４　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。５　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。６　利用者が指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。７　前６項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。（事業の運営）第３条　指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。（事業所の名称等）第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名　称　　△△△（２）所在地　　○○市○○町○丁目○番○号（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（１）管理者　○名管理者は、事業所業務を統括し、従事者の管理及び指導を行う。（２）医師　　　　○名　　　医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。（３）生活相談員　○名　　　生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。（４）看護職員　　　　　看護師　　　　○名（常勤　○名、非常勤　○名）　　　　准看護師　　　○名（常勤　○名、非常勤　○名）　　　看護職員は、利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。（５）介護職員　　　　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）　　　介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。（６）栄養士　　　　　○名（常勤　○名、非常勤　○名）　　　栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。（７）機能訓練指導員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）　　　機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。（８）事務職員　　　　○名（常勤　○名、非常勤　○名）必要な事務を行う。（指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の利用定員）第６条　事業所の利用定員は、1日〇〇人とする。２　居室数は、○○室とする。（指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の内容）第７条　指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。（１）介護・・（「大阪府条例第115,116号」を参考に具体的な内容を記入）（２）食事・・（「大阪府条例第115,116号」を参考に具体的な内容を記入）（３）機能訓練・・（「大阪府条例第115,116号」を参考に具体的な内容を記入）（４）健康管理・・（「大阪府条例第115,116号」を参考に具体的な内容を記入）（５）相談援助・・（「大阪府条例第115,116号」を参考に具体的な内容を記入）（６）その他のサービス提供・・（「大阪府条例第115,116号」を参考に具体的な内容を記入）（７）送迎・・（「大阪府条例第115,116号」を参考に具体的な内容を記入）（利用料等）第８条　指定共生型短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定共生型短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）によるものとする。２　指定共生型介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された割合に応じた額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省告示第１２７号）によるものとする。３　次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の送迎を行った場合の交通費は、次の額とする。（１）事業所から片道○○キロメートル未満　　○○○円（２）事業所から片道○○キロメートル以上　　○○○円４　食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。朝食　○○○円／回、昼食　○○○円／回、夕食　○○○円／回５　滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。従来型個室　○，○○○円／日、多床室　○，○○○円／日６　理美容代　カット　○，○○○円、洗髪　○，○○○円７　その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。８　第４項及び第５項の費用について、介護保険法施行規則第８３条の６〔第９７条の４〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第４項及び第５項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第５項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第２１号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払いを受ける。９　前８項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。１０　指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。１１　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。１２　法定代理受領サービスに該当しない指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。（通常の送迎の実施地域）第９条　通常の送迎の実施地域は、○○市、〇〇市、○○市、○○町の区域とする。（衛生管理等）第１０条　指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。２　指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。（サービス利用に当たっての留意事項）第１１条　居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。（緊急時等における対応方法）第１２条　指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。２　利用者に対する指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。３　利用者に対する指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。（非常災害対策）第１３条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（苦情処理）第１４条　指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。２　事業所は、提供した指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業所は、提供した指定共生型短期入所生活介護〔指定共生型介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。（個人情報の保護）第１５条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。（虐待防止に関する事項）第１６条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備（３）その他虐待防止のために必要な措置２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（その他運営に関する重要事項）第１７条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。（１）採用時研修　採用後○ヵ月以内（２）継続研修　　年○回２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。４　事業所は、共生型短期入所生活介護〔共生型介護予防短期入所生活介護〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間は保存するものとする。５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附　則この規程は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。 |